

## 第1編

# 總括的事項

# 第 1 章 基本的な事項

## 1. 計画の策定趣旨

島根県では、様々な環境問題に対処し、県民の健康で文化的な生活を確保していくために、環境保全に向けた基本理念と、県・市町村・事業者・県民の責務などを明らかにした「島根県環境基本条例」を1997(平成9)年に制定しました。

そして、この条例に基づき、県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「島根県環境基本計画」を策定し、第1期(平成11～22年度)、第2期(平成23～令和2年度)にわたり、環境保全の取組を進めてきました。

この間、地球温暖化について世界的な危機感が高まり、この課題に重点的に取り組むため、「島根県地球温暖化対策推進計画(平成12～22年度)」、「島根県地球温暖化対策実行計画(平成23～令和2年度)」を策定し、生活や事業活動における温室効果ガスの排出削減対策を進めてきました。

また、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする循環型社会の形成に向け、「しまね循環型社会推進計画」による取組を平成13年度から開始し、現在、第3期計画(平成28～令和2年度)により、廃棄物の減量化や再生利用など3Rの推進や適正処理を進めています。

これらの取組により、温室効果ガスの排出原因となるエネルギー消費量の削減や、全国平均を上回る一般廃棄物の再生利用率などの成果を上げてきましたが、地球温暖化の進行に伴う気候変動への適応、廃プラスチックによる海洋汚染や、本来食べられる食品が大量に廃棄される食品ロスの削減など、地球規模での環境問題に関する新たな課題が生じています。

こうした環境に関する課題は複合的に関連していることから、諸課題・諸施策を共有し、効果的、効率的な施策展開(相乗効果)とするため、環境基本計画をベースに諸計画(3ページ参照)を盛り込んだ「環境総合計画」を策定することとしました。

人と自然との関わりの変化や、農山漁村の過疎化・高齢化などが進行する中、島根の豊かな自然を守り、安心して健康的に暮らせる生活環境を保全していくため、引き続き社会情勢の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

この計画に基づき、自然共生社会、脱炭素社会や循環型社会などの実現に向けた取組を更に進めるとともに、それを地域づくりにもつなげ、豊かな自然と調和した島根の暮らしを将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指していきます。

## 2. 計画の性格と役割

この計画は、島根県環境基本条例（平成9年条例第29号）第10条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた基本計画です。

また、この計画の一部は以下の法定計画としても位置づけているほか、関連する計画との整合性を確保するよう策定しています。

施策体系	◎位置づけた計画 / ○関連する計画
全 体	◎島根県環境基本条例（平成9年条例第29号）第10条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた基本計画
1 人と自然との共生の確保	◎生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条に規定する生物多様性地域戦略〔対象とする区域：島根県全域〕
2 安全で安心できる生活環境の保全	○湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条に規定する湖沼水質保全計画〔宍道湖に係る湖沼水質保全計画、中海に係る湖沼水質保全計画〕
3 地球温暖化対策の推進	◎地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号／地球温暖化対策推進法）第21条に規定する地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編） ◎島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例（平成27年条例第1号）第9条に規定する再生可能エネルギーの導入の推進に関する基本的な計画 ◎気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に規定する地域気候変動適応計画
4 循環型社会の形成	◎循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第10条に基づく循環型社会形成推進のための計画 ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号／廃棄物処理法）第5条の5に規定する廃棄物処理計画 ◎食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号／食品ロス削減推進法）第12条に規定する都道府県食品ロス削減推進計画
5 環境と調和した地域づくり	◎環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号／環境教育等促進法）第8条に規定する行動計画

### 3. 計画の期間

---

この計画の計画期間は、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間とします。

なお、今後の経済・社会情勢の変化や、法制度の改正などによっては、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4. 対象とする環境

---

この計画において対象とする「環境」は、島根県環境基本条例第2条(定義)及び第9条(施策の策定等に係る指針)等を踏まえ、次のとおりとします。

- ① 大気、水、騒音・振動、廃棄物などの「生活環境」
- ② 生物、森林、水辺地などの「自然環境」
- ③ 地球的規模での気候変動や大気の組成などの「地球環境」
- ④ 自然とのふれあいや景観の形成などの「快適な環境」

## 第2章 環境を取り巻く状況

### 1. 自然・気候等の特性

#### (1) 地勢・自然

島根県は、中国地方の北部に位置しており、北は日本海に臨み、島根半島の北方40～80kmの海上には隠岐諸島が、さらにその北西約158kmに竹島があります。

総面積は6,708km<sup>2</sup>で、わが国総面積の1.8%を占め、全国第19位です。山地が多く、総面積の8割が山林に覆われています。

県内河川の多くは中国山地を源流に日本海に流れており、県東部では宍道湖、中海といった汽水域が広がり、県西部では水質日本一の高津川などの清流がみられます。県内全域にわたり山間の狭い地帯を豊富な水量で急流する河川が多く、治水対策の必要性が高い一方、発電源としても利用されています。

1,031kmに及ぶ県西部から東部にかけての長い海岸線や隠岐諸島は、リアス式海岸、海食崖・洞・台、波食棚、砂丘など様々な海岸地形に恵まれ、多くの景勝地を形成しています。

こうした豊かな自然のうち、特に優れた自然の風景地については、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園をはじめ、県立自然公園として11箇所が指定され、風景地を保護するとともに、利用の増進を図っています。その他、貴重な自然や生態系を保護するために、自然環境保全地域や鳥獣保護区、天然記念物などを指定しています。

また、宍道湖と中海が「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」に登録されています。さらに、隠岐ユネスコ世界ジオパークや世界文化遺産石見銀山遺跡は、自然と人との関わりという観点から世界的にも価値を認められた貴重な地域資源です。

こうした島根が世界に誇る地域資源は、観光やレジャーの場としての魅力だけでなく、地域の活性化、交流人口の拡大などにも寄与しており、地域の誇りとして大切に守られています。

#### (2) 気候

島根県の気候は、日本海側気候の一種である北陸・山陰型に属しています。

年平均気温はおおむね12～15℃で、暖候期（4～9月）には、地域的な差違はあまりありませんが、寒候期（10～3月）は、日本海からの気流がもたらす影響で、県東部の沿岸部や山間部ほど厳しい気象条件となります。

年間の降水量は1,600～2,300mmであり、平地より山間部が多くなっています。とくに梅雨末期の前線の移動に伴い、集中豪雨を受けることが多くあります。また、近年の年間積雪深はおおむね10～80cmであり、山沿いの地域で多い傾向にあります。

風は一般に山陽側よりも強く、冬に吹く季節風が強いのが特徴です。

## 2. 社会経済の動向

### (1) 人口・世帯数

島根県の人口は、1920(大正9)年に714,712人で、1955(昭和30)年には過去最高の929,066人となりました。その後、一時的に増加する時期はあったものの、長らく減少傾向が続いており、推計人口では2023(令和5)年以降65万人を下回っています。

県内でも、地域によって人口減少の程度には差があり、松江市や出雲市など比較的大きな都市がある出雲圏域では減少幅はわずかですが、石見・隠岐圏域はピーク時から半減しています。

これは、県内においても、産業や雇用が脆弱な中山間地域・離島から、産業基盤が集中する都市部への人口移動が進んでいるためと考えられます。人口減少と大都市への集中が進むという全国と同じ現象が、島根県内においても現れています。

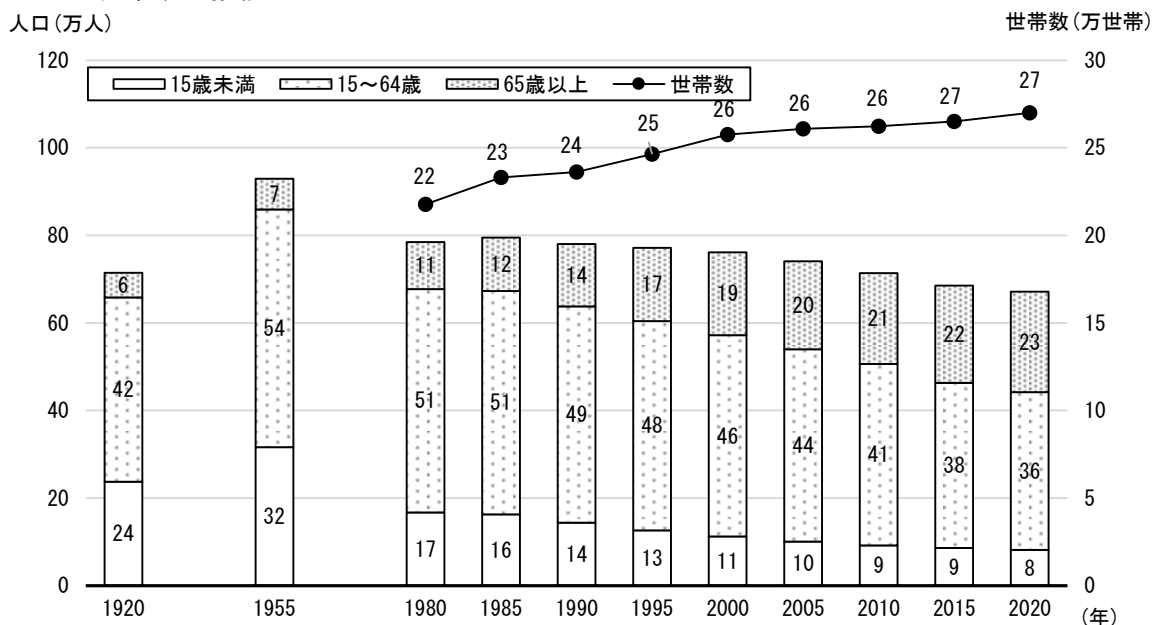
年齢構成は、2020(令和2)年では15歳未満が12.2%、15~64歳が53.6%、65歳以上は34.2%で、高齢化率(65歳以上人口の割合)は秋田県、高知県、山口県に次いで全国第4位となっています。

また、出生数、出生率とも1971~1974(昭和46~49)年の第2次ベビーブーム以降、ゆるやかな減少傾向が続いています。

こうした人口減少や少子高齢化は、生活に必要な地域サービスや地域コミュニティの維持ができなくなるといった生活面ばかりでなく、担い手不足により、森林・農地の多面的機能やボランティア活動が維持できなくなるなど環境面にも影響を与えるおそれがあります。

世帯数については、1947(昭和22)年以降一貫して増加傾向が続いており、2020(令和2)年には269,892世帯、1世帯当たり人員は2.40人と核家族化が進んでいます。世帯数の増加に伴い、世帯ごとに必要な住居や家電製品も増えており、家庭におけるエネルギー消費や生活系ごみが増加する要因となっています。

#### <人口・世帯数の推移>



## (2) 産業構造

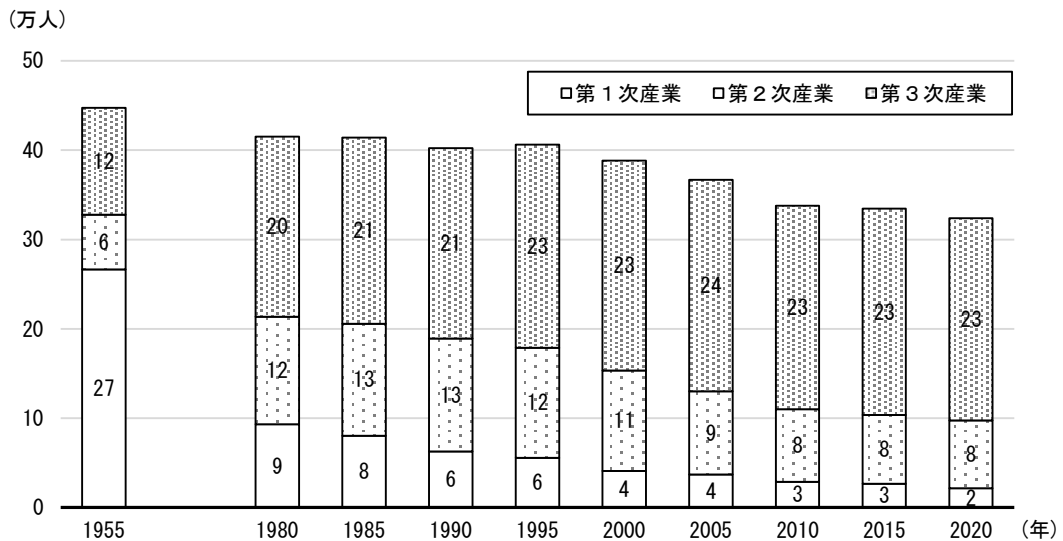
島根県の就業者数の割合は、2020(令和2)年では第1次産業6.6%、第2次産業23.5%、第3次産業69.9%であり、全国平均と比べると、第1次産業(農林水産業)が多いことが特徴です。

しかし、農林水産業の担い手は高齢化と人口減少により不足しており、特に農業従事者数は2000(平成12)年から2020(令和2)年の20年間で50%減少し、平均年齢は72.0歳となっています。

民間事業所数は、32,637事業所で、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順となっています。

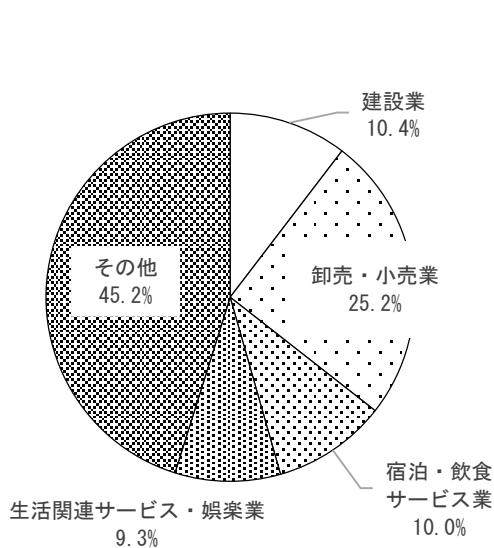
また、従業者数による事業所規模別にみると、従業者数10人未満の事業所が全体の約8割を占めています。事業経営における省エネ・省資源や再生可能エネルギーの導入などの取組を進める上で、中小企業でも取り組みやすい対策が求められています。

### <産業別人口の推移>

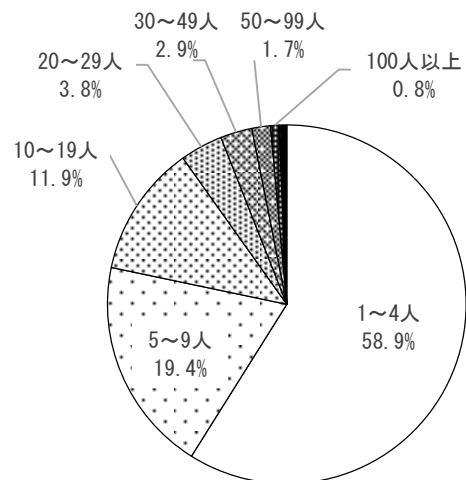


資料：国勢調査

### <事業所の構成割合(業種別)>



### <事業所の構成割合(従業者規模別)>



資料：令和3年経済センサス活動調査

### 3. 環境をめぐる動き

---

#### (1) 地球規模での温暖化と気候変動

人類の活動から排出される温室効果ガスの増加が要因とされる、地球規模での温暖化が進行し、それに伴う気候変動が深刻化しています。我が国においても、近年は真夏日や局所的集中豪雨の増加といった異常気象が頻発しており、健康被害や自然災害のリスクが高まっています。このほかにも、農業生産の減少による食料不足や、海水温度の上昇による生物の生息環境・生態系の変化など、地球温暖化の影響は複雑で多岐にわたります。

これらの現象に対処するため、世界各国は「気候変動に関する国際連合枠組条約」や「生物の多様性に関する条約」をはじめとした国際的な枠組みを通じ、地球規模での対策を進めています。

近年では、2016(平成28)年11月に発効した「パリ協定」により、歴史上初めて、先進国・開発途上国の区別なく地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束し、2020(令和2)年以降の新たな国際的枠組みが作られました。パリ協定では、気候変動の程度を抑えるための「緩和策」に加え、気候変動の影響に備えて対処する「適応策」も重要施策として位置づけられています。

我が国においても、2020(令和2)年10月に菅総理大臣が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現(2050年温室効果ガス排出実質ゼロ)を目指すことを宣言するとともに、2021(令和3)年5月には地球温暖化対策推進法が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として規定されました。2025(令和7)年2月に改定された「地球温暖化対策計画」では、2030(令和12)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくという目標に加え、2035(令和17)年度に60%、2040(令和22)年度に73%削減することを目指す、新たな目標が示されています。

#### (2) 海洋プラスチックごみ問題

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されており、地球規模での海洋汚染による生態系や生活環境などへの影響が顕在化しており、さらなる悪化が懸念されます。国連をはじめとする国際会議では、この問題を重要かつ喫緊の課題として議論が進められ、使い捨てプラスチックの生産や使用、輸入を規制するなどの動きが始まっています。

我が国においても、この問題に対処するため、2019(令和元)年5月に、プラスチックごみの適正処理や3R、代替素材への転換を推進していくことを盛り込んだ「プラスチック資源循環戦略」や、海洋へのプラスチックごみの流出を効果的に削減していくための「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。

この戦略では、「2035年までに使用済プラスチックをリユース・リサイクル等により100%有効活用」することなどが目標に掲げられています。2020(令和2)年7月には、プラスチックの過剰な使用の抑制に向けてプラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)の有料化がスタートし、プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大や高度化など、様々な具体的施策の検討も進められています。



### (3) 食品ロスの問題

世界には食料不足・栄養失調に苦しむ人々が数多く存在する一方で、まだ食べることのできる食品が日常的かつ大量に廃棄される「食品ロス」が問題となっています。食品ロスの発生は、食料生産に伴う多量のエネルギー消費や、廃棄時の運搬・焼却による余分な温室効果ガスの排出などを引き起こし、環境への負荷を増加させます。2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、食品ロスについて言及されており、その削減は解決すべき国際的な重要課題とされています。

食料の多くを輸入に依存している我が国はとりわけ、食品ロスの問題に真摯に取り組むことが求められています。こうした状況を受け、2019(令和元)年5月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されました。この法律では、国民全体が食べ物を無駄にしない意識を持ち、まだ食べることができる食品をできるだけ食品として活用することで、社会全体としてこの問題に対応していくことを示しています。

### (4) 持続可能な開発目標(SDGs)

2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、国際社会が共通して2016(平成28)年～2030(令和12)年の間に達成すべき、貧困や飢餓の根絶、水と衛生の利用可能性と管理の確保、再生可能エネルギーの利用、気候変動への対策、陸域生態系や森林資源の保全など、環境、経済、社会の向上に関する17の国際目標「持続可能な開発目標(SDGs)」が全会一致で採択されました。

SDGsの17の目標は相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することや、一つの行動によって複数の側面における負荷を低減し利益を生み出すマルチベネフィットを目指す特徴を持っています。

このSDGsの理念を共有し、その考えを取り入れていくことが求められています。

(SDGsの17の目標から見た分野別施策の関係性は、78ページに掲載しています。)



資料：国連広報センター

## 第3章 基本理念と施策体系

### 1. 基本理念

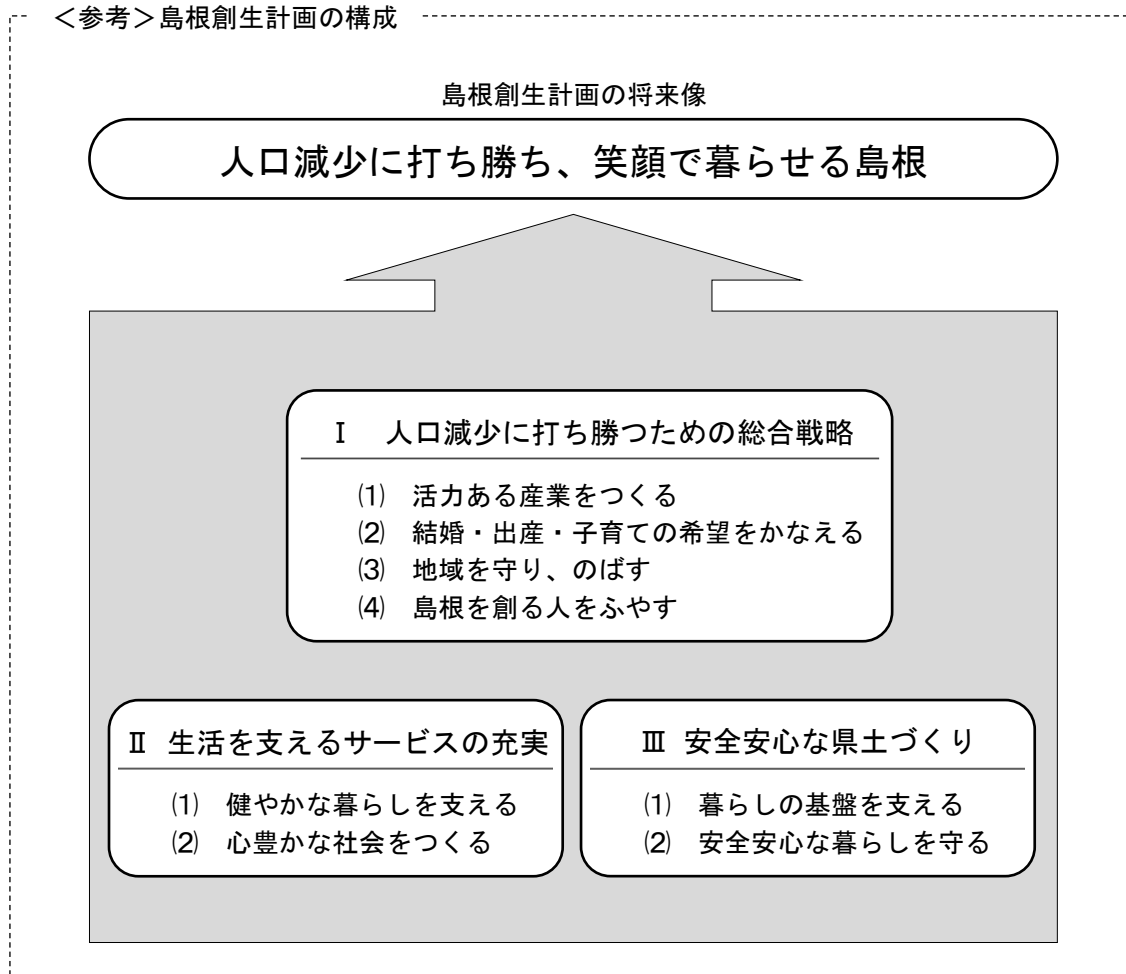
島根県では、2020(令和2)年3月に、今後の施策運営の総合的・基本的な指針として、県の最上位の行政計画である「島根創生計画」を策定、2025(令和7)年3月には第2期計画を策定しました。

その中では、おおむね10年後の島根の目指す将来像について、若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続ける島根を描き、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」としています。

地球規模での環境問題に関心が高まる中、豊かな自然と調和した生活環境は島根の強みであり、その持続可能な活用を進めることが、島根に暮らす人や訪れる人への魅力となって、この将来像の実現につながります。

こうしたことから、この計画の基本理念を「豊かな環境の保全と活用により、笑顔で暮らせる島根を目指す」と定め、市町村、関係団体・NPO等と連携・協働し、県民や事業者の皆さんと共に取組を進めてまいります。

#### <参考> 島根創生計画の構成

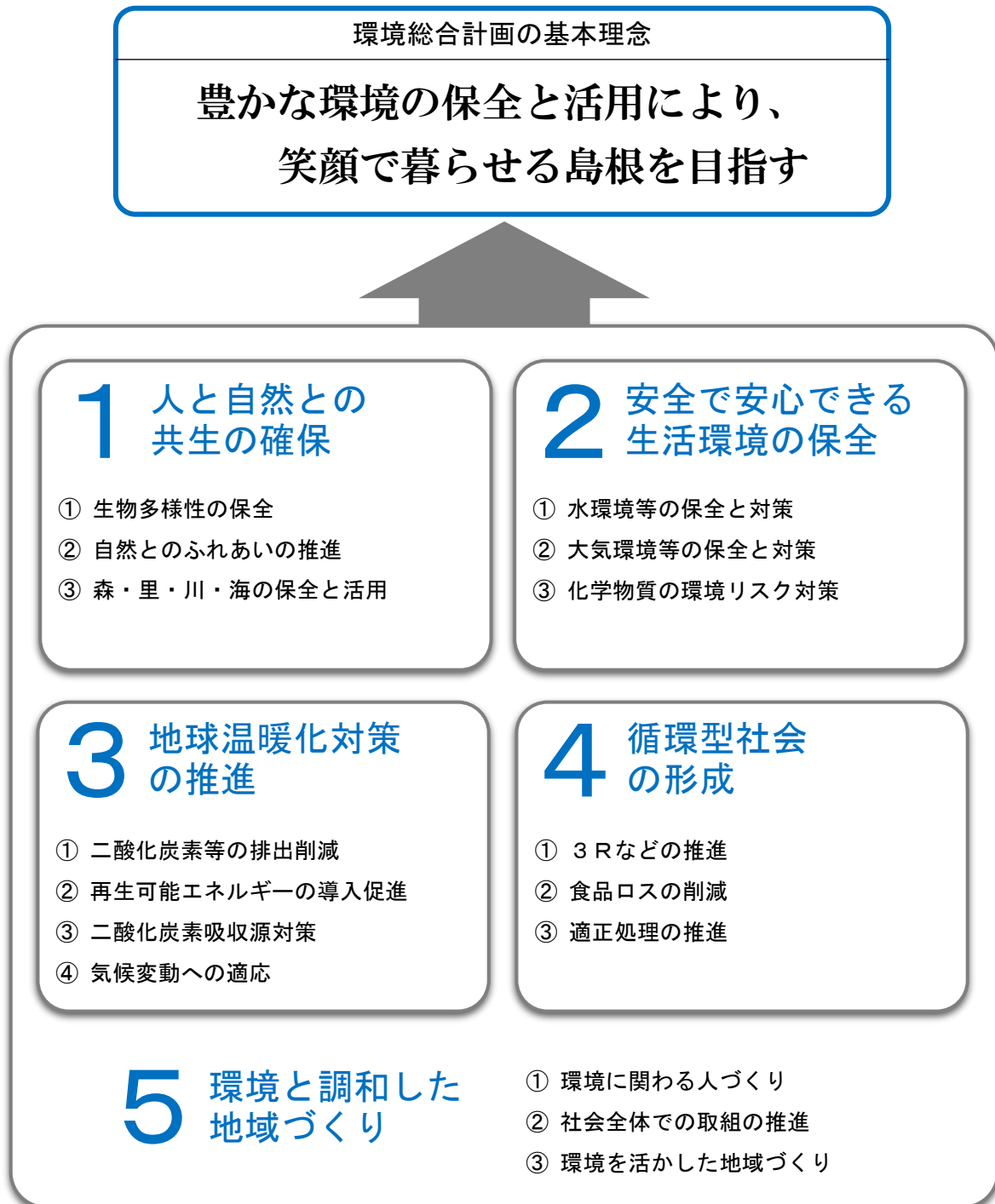


## 2. 施策体系

基本理念の実現に向け、5つの施策体系により、総合的かつ計画的に取組を推進します。

「1 人と自然との共生の確保」と「2 安全で安心できる生活環境の保全」は、暮らしに身近な環境問題について、「3 地球温暖化対策の推進」と「4 循環型社会の形成」は、地球規模の環境問題を視野に入れて、対策に取り組んでいきます。

そして、「5 環境と調和した地域づくり」では、県民一人ひとりの地域や組織における自主的・主体的な取組を促進し、地域づくりとして定着・発展させていきます。



### 3. 計画の推進

#### (1) 推進体制

この計画に掲げた施策を全庁で推進するため、各部署の各課を総括する主管課長で構成する「環境管理委員会」において緊密な連携や施策の調整等を行いながら、総合的・効果的な推進を図ります。

また、市町村や、施策に関わる関係団体・NPO等との連携・協働を進め、島根県単独では解決できない問題については、国や他の自治体との連携や、国際的な連携を図ります。

#### (2) 進捗管理

県の施策については、最上位計画である「島根創生計画」において、企画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを通じた評価を毎年度実施することとしています。

環境総合計画においても、このPDCAの仕組みと整合性をとりながら、施策ごとに評価指標（KPI）を設定し、進捗管理を行います。進捗状況や評価結果については、「島根県環境審議会」に報告し、意見等を取組の改善に活かします。

なお、施策ごとの具体的な取組内容については、毎年度の予算編成を通じて、柔軟に改善を図りながら推進します。

#### (3) 報告書の公表

環境の状況、環境の保全に関して県が講じた措置等について、島根県環境基本条例第8条に基づき、「島根県環境白書」としてとりまとめ、毎年、公表します。

